

朝日生命から重要なお知らせです

ご存知ですか？

平成27年12月より「労働安全衛生法」の改正に伴い、**従業員に対するストレスチェックが義務化**されました。

改正労働安全衛生法に基づく ストレスチェック制度のポイント

- 従業員 50 名以上の事業所が義務になります。
- 医師、保健師等がストレスチェックの実施者になる必要があります。
- 高ストレスの従業員からの申出があった時は、医師による面接指導の実施が事業者の義務となります。
- 集団分析による職場のストレス課題の改善が努力義務となります。
- ストレスチェックの個人結果やストレスチェックを受けないことなどによって、労働者に不利益な扱いを行うことが法律上禁止されます。
- 行政（労働基準監督署）への報告が義務になります。

法改正への対応課題

実施の役割、体制を
どう**整備**したら良い？

医師（産業医）との
連携をどう図る？

個人情報の取扱い、
保管ルールをどう決める？

職場のストレス課題の対策は
何をしたら良い？

朝日生命がストレスチェック＋福利厚生サービスをご提供します。

ストレスチェック対応プラン

「ストレスチェックかんたんパック」

貴社のご負担を軽減しながら、法令遵守と従業員の皆さまの「こころとからだの健康づくり」をご支援するストレスチェック制度対応プランをご用意しています。

- 1 法対応の最新チェック＆サービスを
低価格でご提供！

福利厚生サービスとセット
1人500円/月

パック内容

- ストレスチェック（Web タイプ 89 問 法定項目＋家庭・ライフスタイルなど）
- 実施規程の提供、作成支援
- 実施者の業務
- 集団分析
- 医師面接指導の申出窓口対応
- カウンセラーによる電話・電子メール相談対応

- 2 豊富なオプションサービスをご用意。

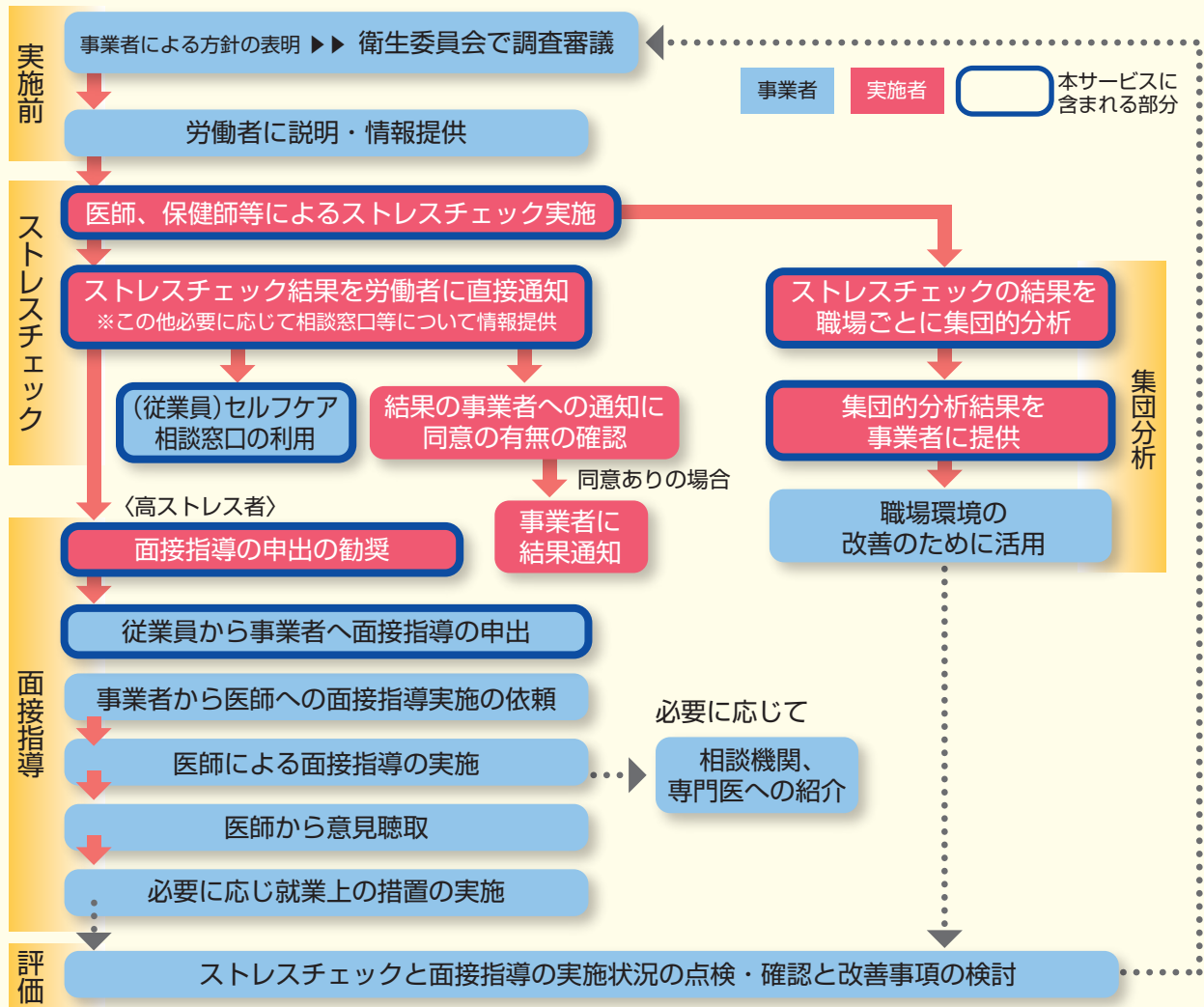
朝日生命特典として10% OFF にてご提供します。

組織コンサルティング、部署別などの詳細な集団分析、各種研修、医師面接、カウンセラー面談等

人事・労務ご担当者に
朗報です！



「ストレスチェック制度」の流れと本サービスのご提供部分



・本サービスは提携メンタルヘルス専門会社であるウェルリンク株式会社よりご提供します。
 ・本サービスはストレスチェック制度の一部に対応したもので、事業者の義務の範囲をすべて網羅しているものではありません。

含まれるサービスなど	内容
ストレスチェック	総合ストレスチェックSelf Webタイプ 89問 ※1 調査項目:法定項目 + セルフケア項目(家庭生活・ライフスタイル・ストレス対応力)
実施規程等の提供・作成支援	実施規程、高ストレス者判定値、実施案内、個人情報取り扱い説明文等の提供 ※2
実施者の業務	事業者への意見・提案(ストレスチェックの調査票の選定、ストレスチェックの程度の評価方法、高ストレス者の選定基準)、ストレスチェック結果に基づき医師面接指導を受ける必要があるか否かの確認
医師面接指導の申出受付	従業員からの面接指導の申出を電話・電子メールで受付
集団分析	偏差値にて報告(全体、性別、年代別、職種別、役職別、残業時間別)
メンタルヘルス相談	カウンセラーによる電話・電子メールによる相談対応
ストレスチェック結果データの保管	5年間保管
実施後の報告等	労働基準監督署への報告に必要な情報(受検人数等)の提供

オプションサービス…実施規程のカスタマイズ(高ストレス者判定値など)、医師面接、高ストレス者選定のための補助的相談、部署別等の詳細な集団分析、各種メンタルヘルス研修、組織コンサルティング、面談カウンセリング、セルフケア・管理職eラーニング、緊急時対応、各種教育用冊子 他 ※3

※1 用紙タイプでの実施はオプションとなります。
 ※2 ご用意する規程・仕様等の内容について、お客様(事業者)にご同意いただきます。変更の場合はオプション料金が発生することがあります。
 ※3 オプションサービスの10%割引は一部サービスを除きます。